第50回

ちょっといって講座

自治体とは何か
～原発災害避難自治体の事例から～

講師：今　井　　照氏（公財）地方自治総合研究所 主任研究員

2019年8月9日
福井県国際交流会館

福井県地方自治研究センター
福井地区平和センター
福井県庁職員組合
自治労福井市職員労働組合
永平寺町勤労者協議会
ちょっといって講座実行委員会

開催挨拶：田邊猛人　福井地区平和労働センター事務局長

この講座は 30 年前の 1989 年に始めましたが今回でちょうど節目の 50 回となります。年 2 回のペースで、その時々のテーマを選んでやっております。8 年前に福島第一原発事故が起こりましたが、8 年たった今でも多くの避難を余儀なくされている方々がいます。その実態はどうなっているかということで今井先生にお話しいただきます。

主催者挨拶：和田龍三　ちょっといって講座実行委員会代表

ちょっといって講座も今回で 50 回となります。年 2 回のペースで細々と続けてきましたが、当初は「地方分権」や「市町村合併」という話題もありました。「働き方改革」ということで「同一労働同一賃金」などといった時々のテーマも取り上げてまいりました。詳しくはお手元の２０１９．７の『自治研ふくい』の特集記事を見ていただきたいと思いますが、講座が今後とも広がりを見せてくれればいいと思っています。

今井照　講師

大学を出て役所で 22 年間働き、その後 45 歳で福島大学に転職しました。2 年前に同大学を退職し、（公財）地方自治総合研究所で働いています。18 年間大学に勤めましたが、その間に地方自治に関する大きなトピックが 3 つありました。まず 1999 年に福島へ行ったときは地方分権改革ということで、「地方分権一括法」が成立した年です。次に市町村合併というあわただしい時期がありました。そして、3 つ目が今日お話しする、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故です。この中で、自治体がどう動いたのかということを中心にお話しをさせていただきます。

お手元にレジュメとチラシがありますが、何冊か私が書いた本を紹介させていただきます。『地方自治講義』ちくま新書（2017）は直接原発災害の問題については書いていませんが、自治体とは何か、住民とは何かについて考えた本です。きょうは理屈っぽい話はしませんので、理論的な話についてはこの本と、『自治体再建―原発避難と「移動する村」』ちくま新書（2014）をご覧ください。今回の話に関連するものとして、共著『福島インサイドストーリー―役場職員が見た原発避難と震災復興』公人の友社（2016）があります。これは 2011 年以降、福島県内の自治体職員がどのような体験をしたかという手記になっています。富岡町・南相馬市・会津美里町・国見町の職員の手記に加え、私が総括的なことを書いています。また、『自治実務セミナー』（第一法規）という地方自治関係の月刊誌がありますが、今年の 4 月号から、浪江町の副町長をされていた宮口勝美さんのインタビューを連載しています。さらに、ことしの 9 月 21 日に第 34 回自治総研セミナーがあります。午前の部は理論編で、この原発災害で自治体理論がどのようなインパクトを受けたのかを、「セッション１　原発災害と自治体」として、阿部昌樹〔大阪市立大学〕さんと金井利之〔東京大学〕さんにお話ししていただきます。午後の「セッション２　自治体ができたこと・できなかったこと」は実態編で、まず直接の当事者である石田　仁〔福島県大熊町副町長〕さん。次に、

難者の受け入れ支援をされている西城戸誠〔法政大学〕さんです。平岡路子〔福島県弁護士会〕さんは、住民の集団 ADR（裁判外紛争解決手続）の支援をおこなっている方です。さらに社会学の山下祐介〔首都大学東京〕さんのあわせて 4 人で、自治体はこの 8 年間に何ができて、何ができなかったのかをお話ししていただきます。

本日は４つの柱でお話をする予定です。最初に「1 自治体には 3 つの顔がある」。次にきょうの中心となる、「2 原発災害避難自治体から考える自治体の原像」です。写真で事故当時を追体験することと今年、帰還困難区域の大熊町・双葉町などを見てきた写真も紹介します。さらに原発被災自治体職員のアンケート調査から「3 原発災害避難自治体から考える自治体職員のあり方」の大枠をお話しします。最後にまとめですが、「4 原発災害避難自治体から考える自治体の意味」では、いったい自治体とは何だろうか、地方自治とは何だろうかを考えていこうと思います。ただしきょうはそこまで至らないうちに終わると思いますので、さきほど紹介した著作などで補充してもらえればありがたいです。

1　自治体には 3 つの顔がある

世間の人が自治体とは何かを考えるとすれば、一番身近なものは「住所」です。「住所」を自治体と考えるものです。だから自分の町の住所はみんなに分かりやすい方がいいと考えがちです。大都市に編入される市町村合併が住民に支持される理由もこんなところにあるのかもしれません。2 つ目は地域社会としての自治体です。つまり人と人との関係です。3 つ目が地域の政治・行政組織としての自治体（ガバメント）です。役場・議会・首長というガバメントとしての自治体です。

2　原発災害避難自治体から考える自治体の原像

福島県は北海道・岩手県に次ぎ 3 番目に大きな都道府県です。こちらで言うと、富山県＋石川県＋福井県を合わせたぐらいの大きさの県です。関東圏では東京都+埼玉県＋神奈川県を合わせたぐらいの大きさです。この福島県のスケール感覚を理解していただかないと避難という問題もなかなか伝わりにくいものです。福島第一原発は双葉町と大熊町の境にあります。福島第二原発は富岡町と楢葉町の境にあります。今なお避難指示が出ている

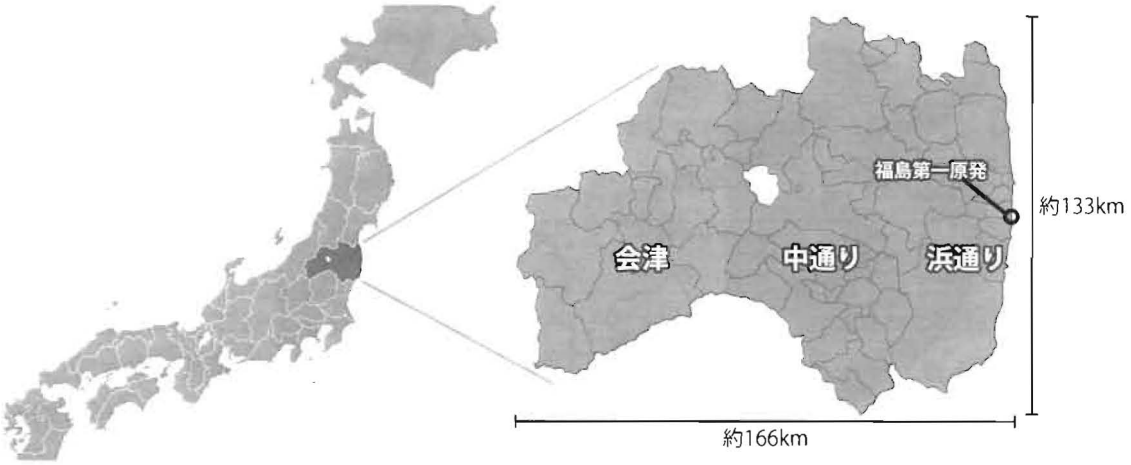

ところは、まず「避難指示区域の概念図（2019 年 4 月 10 日時点）」にある縦縞のところです。ここは「帰還困難区域」と呼ばれます。この「帰還困難区域」に加えて双葉町の全域が今もなお避難指示が出ている区域になります。現在でも特別の許可を得ないと立ち入ることはできません。当然、住民は生活したり、寝泊りができません。

「避難指示区域の概念図（2013 年 8 月 8 日）」で何らかの線がついている地域は避難指示が一度でも出たところです。これに加えて、事故直後、楢葉町・広野町・川内村では市町村の判断で全域が避難指示となっていました。こうして一度でも避難指示が出た市町村の面積を足し合わせるとほぼ東京都の面積に匹敵します。

役場丸ごと避難したのは双葉 8 町村と飯館村の合わせて 9 つの町村です。現時点で、双葉町だけはまだ役場も戻れていません。大熊町は縦縞ではない白色の地域の山間部について避難指示を解除し、今年 5 月役場庁舎を新たに建設して戻りました。元々の役場庁舎や中心市街地は「帰還困難区域」で、未だに避難指示の解除の見通しが立っていません。浪江町については、海辺の白色の地域は避難指示が解除され、役場も戻りましたが、圧倒的な面積を占める「帰還困難区域」にはまだ住民は住めません。

これまで最大で 16 万人が避難しましたが、2019 年 6 月現在の復興庁の発表では約 4 万 3 千人が、まだ避難しています。これだけでも多いですが、実はこれは復興庁の発表であって、避難者を支援している側としては、もっと多くの人が避難しているとしています。避難指示が解除されたところに戻ってきている人は非常に少ないのです。復興庁の統計では計算が合いません。

復興庁の公表資料によると県内避難者が急激に減っています。しかし減った人が元の地域に戻っているかというと戻っていません。別の内閣府の統計によれば、元の市町村には新規転入者を含めても 10%の人しか戻っていません。10%しか戻っていないのに、県内避難者数はなぜ急激に減っているのか。これは統計のトリックです。避難者を少なくみせようということです。避難指示が解除された地域に住んでいた人たちは、避難を続けていても避難者数から除かれてしまっているのではないかと推測されま

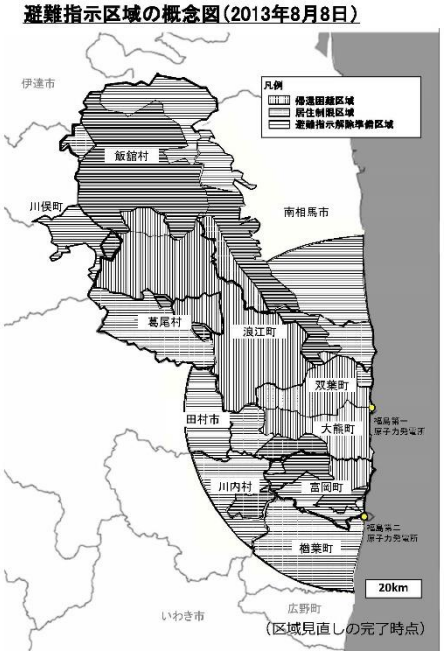

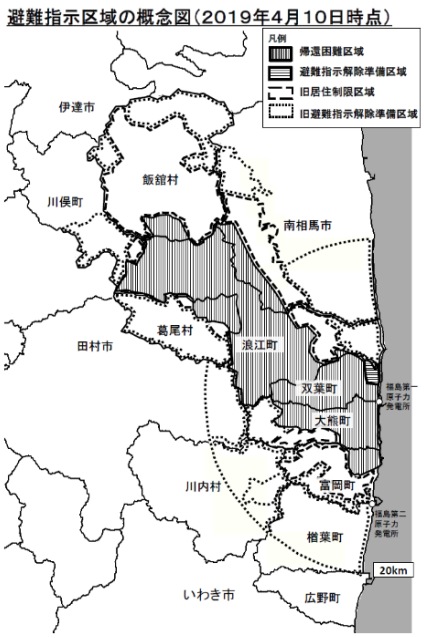

す。

福島県のローカルニュースでは、ほぼ毎日のように最初のニュースは原発の話題で、「今日原発で〇〇が漏れました」という話が出ますが、福島県外ではほとんどニュースになることはありません。そこでまず 2011 年当時のことについて振り返っていこうと思います。福島の災害は地震と津波と原発の 3 種類です。

地震　2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分　震度 6 強

津波　　同　15 時 30 分ころから何回か続けて　最大 15m？

原発　　同　19 時 03 分　国・原子力非常事態宣言

避難　　同　21 時 23 分　国・最初の避難指示（以降断続的に拡大）

ただし国からの避難指示は、いくつかの例外を除いて、双葉郡の各市町村役場にはもちろん住民にも直接伝わっていません。役場では非常用電源でテレビが 1 台くらいは見れましたし、市民はカーラジオやスマホなどで避難指示が出たという情報を知りますが、正式なルートでの避難指示はほぼ全く届いていません。

地震直後の役場の写真を見ると、地震が起きてから防災計画を見ようと思っても無理なことがわかります。書類がどこにあるかもわからないくらい崩れているからです。つまり地震が起きてからマニュアルを見て行動しようとしても無理なのです。頭の中に残っている記憶でしか行動できません。国見町役場の議場は天井が落ちています。たまたま閉会中でしたが、もし開会中であれば議員はもちろん、同席している役場の幹部職員全員が犠牲になったところです。国道 6 号という太平洋沿いの幹線道はあちらこちらで地震により寸断されています。地震が起きると避難経路として予定されていた道路が使えないのです。あるいはどこが崩れているかわからないから、どの方向に避難していいのかもわかりません。避難所に予定されていた施設も窓ガラスや天井が落ちているので使えません。避難計画通りにはいかないことばかりです。

南相馬市役所の第 1 回災害対策本部の写真を見ると、屋外にある庁舎の前の駐車場に役所の幹部職員などが集まっています。岩手県や宮城県では、こうした場所に津波が来て多数の犠牲者を出したところもありますが、ここは幸い海から 6 キロメートルくらい奥に位置しています。停電になると夜は非常用電源による灯りだけを頼りに災害対策本部の会議をしたところも多数あります。

浪江町を上空からとった津波の写真を見ると、請戸小学校の建物だけが残っていますが、当然、小学校の周囲には集落があり、たくさんの人たちが暮らしていました。岩手県・宮城県を含めて、今回の津波では学校管理下にある児童・生徒は、大川小学校の事例以外はただの 1 人も犠牲者を出していません。請戸小学校でも、地震があったときに、近くの高台まで子どもの足では 30 分以上かかるのですが、地震発生直後から避難行動に移ったのでぎりぎり犠牲者を出しませんでした。日頃からの訓練と、先生と児童・生徒との信頼関係があったということです。

この事例ですごいのは、避難行動中、親が子どもを引き取りに来ても学校は渡さなかったことです。もし親に引き渡していたら親は一度、荷物を取りに住宅に戻るので津波の犠牲になったかもしれません。実は他県では親に引き渡した場合には子どもの犠牲者が出ています。ある意味、その場その場での教員の判断になるので偶然でもあり、奇跡的でもありますが、請戸小学校の場合は、100 人弱の小学生たちが高台まで逃げ、さらに山を越えて最終的には夕方暗くなるころには浪江町役場に隣接する避難所に入りました。

集落の人たちの一部は南側に小高い神社があったので、その高台に避難しましたが、寒い日に焚火を囲みながら、一昼夜、屋外での孤立状態でした。常磐線新地駅では地震で JR の列車が止まったのですが、車掌さんの機転で乗客を高台に避難させました。

津波では沿岸部が被害を受けましたので、防災無線で支援を呼びかけると、その他の地域の市民の方々が毛布とか食料を役所に持ち込んでくれました。ところが、原発避難の段階になると、その他の地域の住民もみんな避難しなければならなくなったわけです。内閣総理大臣の最初の避難指示書には、「現在のところ外部への影響は確認されていない」「現時点では直ちに特別な行動を起こす必要はない」と書かれています。役所の宛先が書かれており、一般的には FAX で送られるのですが、電源が来ていないところもあり、各役場には伝わってはいません。東京で記者会見をしているようすをかろうじて非常用電源で動いているテレビなどで確認するだけです。

しかし、各市町村では独自の口コミ情報などを含め事態を重く見て政府の出す避難指示よりも早く、かつ広域に住民に対して避難を呼びかけました。役場の呼びかけに応じて庁舎に集まってきた住民たちの写真があります。各役場では、「車を持っていない人や高齢者、一人で動けない人は役場に集まってくれ」と防災無線で呼びかけました。たとえば葛尾村では、「あそこの人は動けない」ということを保健士などが個別に把握しているので、直接電話をかけて役場に集まってもらいました。葛尾村では、村外につながる固定電話や携帯電話は通じませんでしたが、防災の個別受信機を兼ねた村内の IP 電話が生きていたのです。

大熊町などでは個別に消防団の人たちが家に出向いて声をかけ、庁舎に集まるように呼びかけました。庁舎から町が持っているバスでピストン輸送しました。どこへ避難するかは当然決まっていません。取りあえず西の方角へ行けということです。そこで降ろして、また戻ってきて、次に行くときはその箇所は避難者で一杯ですから、さらに西の地点へ行

くわけです。道路は数珠繋ぎですから普段 10 分、20 分で行けるところが半日がかりとなります。

浪江町ではまず町内の北西部にあたる津島という地域まで避難する決断をします。津島は原発から 30 キロ以上離れているからさすがに大丈夫だろうとみんな思ったわけです。浪江町は津島支所にまず役場の機能を移し、その周辺の学校の体育館・公民館に避難所を設けたのです。ところが、後でわかることですが、実は放射線量の高い地域だったのです。線量の低い地域から高い地域に避難してしまったのです。文部科学省（旧科学技術庁）は放射能拡散予測（SPEEDI）のシミュレーションをしていたのですが、当時は公開されていませんでした。福島県庁に FAX で届いたと言われている情報も「紛失」されたことになっています。津島では多くの人たちが避難所の外を散歩したり、子どもたちは外で遊んでいました。だから浪江町では住民の多くが健康被害を心配したり怒っているのです。

避難所に入るのには放射能のスクリーニングを受けなければなりません。これは主として保健所の仕事ですが、割と早く動き出しました。しかし、スクリーニングを受けるのが大変で、特に町外の少し離れた避難所に入るためには自分で保健所に行ってスクリーニングを受け、証明をもらうという手間が必要でした。

郡山市にある県の大規模な展示施設であるビックパレットには、富岡町と川内村を中心に 3,000 人ほどの避難者が入りました。ここは県の施設ですが、最初は避難者が入ることを拒否しました。確かに天井の一部が崩れていたのです。しかし、富岡町と川内村は他にこれほど多数の住民を避難させるところがないので無理やりバスで乗り付けて入りました。住民の安全は個別の町村役場の交渉能力にかなり左右されると言えます。

福島県庁の災害対策本部は本来県庁の庁舎内に置かれる予定でしたが、県庁の建物が地震で被災したため、隣の自治会館に置くこととなりました。通常の訓練とは違って災害対策本部が自治会館に移動したので市町村は当初、福島県庁と連絡が取れなかったのです。

4 月 28 日、1 カ月半以上経過してから浪江町ではようやく津波の捜索が始まりました。避難指示が出ており、その地区に入れなかったからです。警察・自衛隊・消防団などが防護服を着ての捜索です。1 か月半後ですから一部の被災者は身動きできないまま、救援を待ちながらの餓死もありました。

9町村は役場を移しましたが、福島県内であっても、福井県で考えれば隣県避難ぐらいの距離感です。当然、風土も言葉も異なります。双葉町は一旦、埼玉県に避難したのち、いわき市に移転しました。双葉町の役場といわき市の仮役場との間でも60キロ離れています。

この春、「帰還困難区域」を訪問しました。建設途中の双葉町の「中間貯蔵施設」も見ました。福島県内の除染によって発生した汚染土が双葉町と大熊町の中間貯蔵施設に集められています。ここで仕訳けられて、焼却するものは焼却する、埋めるものは埋めるという処理が行われます。面積では1,600haと東京都千代田区の1.5倍くらいの面積になります。「帰還困難区域」は2011年で時が止まったままです。双葉町の中心部にある神社社殿は地震で傾いたままになっています。一方、海沿いの集落や田んぼが整地され、大規模な開発が行われているところもあります。工業団地の予定地です。ここは「帰還困難区域」ではないので、住民の避難指示解除より一足先に業務系の施設の誘致が図られることとなっています。

これは大熊町の市街地にあるオフサイトセンターですが、これから解体されます。原発の敷地の外に置かれていて、いざ原発の事故があったときに政府の現地対策本部が入るものです。ところがご覧のように普通の建物です。風除室もないのです。放射能汚染が高まってきたときにはドアや換気扇から空気が入りますから室内でもどんどん線量が高くなります。事故が起こると思っていなかったのです。あるいはあまりに立派な設備にすると、日ごろから「事故は起きない」と説明してきたことと反するからかもしれません。このような施設を作り、現地対策本部はここへ入りますから皆さん安心してくださいという施設でしたが、いざ事故が起こったら即退去ということになってしまい、ほとんど機能しませんでした。

福島県原子力災害対策センター
（原子力安全・保安院のサイトより）

役場の話ですが、現在、双葉町を除き8町村の役場は戻りました。しかし、ほとんどの職員は地元には戻っていないのです。多くの職員は単身赴任です。役場が借り上げた住宅や新たに作った職員住宅に仮住まいをしています。そこに単身で住んでいます。家族は避難先にいます。家族丸ごと元の町村に戻ったというのはほんの一部と言われています。議員もほとんどは戻っていません。新規転入者は廃炉や除染に関連する作業をする建設業の人とか東電の職員とかです。

3　原発災害避難自治体から考える自治体職員のあり方

役場の職員は正規職員と非正規職員がほぼ同じくらいです。2017年秋の数字ですが、役所全体で正規職員が約半分、3割が臨時非常勤職員、16%が国や各地からの応援などの派遣職員となっています。正規職員のうちの半分は震災後に採用された職員です。原発事故

をその町で経験した職員は既に１／４しかいないのです。つまり前の町の状態を知っている人は1／４で、知らない人が３／４もいるわけです。

自治労で東日本大震災関連の３つの職員調査をしています。その１つは自治労福島県本部と我々の調査で、原発被災地自治体職員のアンケート調査をしました。「震災に関連して亡くなられた人は周りにいますか」という質問では「いない」が１／２ぐらいです。逆に言うと半分の職員が親戚や知り合いで犠牲者を抱えていることになります。「分かれて暮らす家族がいますか」という質問では7割が「分かれて暮らしている」と回答しています。「震災前と同じ場所に住んでいますか」という質問には1割です。つまり9割の人たちが震災前とは違うところに住んでいます。ではその場合、「震災前の住宅はどうなっていますか」という質問では、「居住が可能」が3割くらいです。特に原発に近い自治体の職員では2割です。この8年の間に住宅が劣化したり、放射能被害を受けて住宅を解体するなど、そもそも帰るべき住宅のない人がほとんどです。

一方「業務量」は決算規模でいうと震災前の3倍です。「住民から理不尽なクレームを受けたことはありますか」という質問では、5割が「受けたことがある」としています。とりわけ福島県では「住民から理不尽なクレームを受けた」と回答する職員の割合が高くなっています。15%の職員は遺体に直接触れるような職務を行っています。そのようなことがストレスにつながっています。普通、役場の職員は定年まで働くものですが「今後も定年まで働く予定ですか」という質問には、「定年まで働く」が半分くらいにとどまります。「復興のあり方について役所内で議論はできていますか」という質問では、「できていると思う」が3割、「復興のあり方について住民の意見は取り入れられていると思いますか」という質問では、「取り入れられていると思う」が35%くらいです。震災前からいる職員の方が震災後に採用された職員より、役所内の「議論ができていない」、住民の意見が「取り入れられているとは思わない」という回答が多くなっています。「復興復旧業務で特につらかったことはなんですか」という質問では「家族より仕事を優先しなければならなかったこと」や「住民対応」をあげています。「うれしかったこと」では「住民の感謝・ねぎらいの言葉」が圧倒的となっています。

4　原発災害避難自治体から考える自治体の意味

(1) 住民とは何か

いままでの自治体の考え方では追い付かない話が起きています。たとえば、そもそも住民って何だろうということです。住民基本台帳上の住民と現にその町に住んでいる住民とは大きく異なっています。そのとき、役所は誰を住民と考えて仕事をしなければならないのか。

(2) 住所とは何か

次に住所とは何かです。住民基本台帳上の住所と、住民がいま住んでいる所とは、多くの場合異なっています。そのとき、住所をどう考えるか。この辺りは自治総研セミナーの午前

中に報告していただく内容です。

8 年半が過ぎ、法制度と実態が乖離したまま、「終結」＝事故を無かったものとする動きが進んでいます。とりわけ、オリンピックです。オリンピックの招致自体にそのスタートがあります。首相の招致演説のなかで、「福島はコントロールされている」と述べていますが、それを前提として来年のオリンピックがあるわけです。そこで、いま行われていることは事故の形跡を見えなくすることです。中間貯蔵施設にたくさんの黒い袋（汚染土）が運び込まれていますが、これらは道路から見えないところに運ばれています。道路から見えるところにある黒い袋をオリンピックまでに優先的に撤去しています。

国道 6 号に聖火リレーが走ります。帰還困難区域内の国道 6 号と常磐高速道は車の通行だけが許可されています。オートバイはだめなのです。車の窓は開けられず、停車することも許されていません。線量が高いからです。その道路で聖火リレーをするのです。

大熊町にある JR 常磐線の大野駅舎の除染が行われています。「帰還困難区域」のど真ん中にあります。駅舎だけ除染するのです。なぜかというと、オリンピックまでに常磐線を全通させるためです。現在、常磐線は「帰還困難区域」内の 20 キロが不通となっています。しかしその駅で降りた人はどこへ行くのでしょうか。その駅舎から国道 6 号に向かう道路だけを避難指示解除します。オートバイは通行不可、車でも窓を開けたり停車してはならないというところへ電車から降りた客はどうすればよいのでしょうか。

避難者数を作為的に少なくしているのは、事故を終わったことにするための政府の強いメッセージです。オリンピックが終わった後、何が起きるかが怖いです。原発から出ている放射能汚染水が福島第一原発の敷地内のタンクに満杯となっていますが、オリンピックが終われば海に流されるかもしれません。

今日の話の主旨は、こういう経験を経たところから、もう一度「自治体とは何か」について考えていただきたいというところにあります。

質問

M：一つは福島原発はコントロールされているのかです。もう一つは「避難解除区域」にも子どもたちが戻ってこない。戻ってこられるのはどうしても年配の方が多いと思いますが、この先、居住空間として成り立つのかです。

今井：福島第一原発はいまだに普通の状態ではありません。汚染水は原子炉の中を通って、こうしている今でも毎日大量に流れ出ていますが、これは今後も続きます。逆に言うと汚染水が出なければ、原発状況はさらに悪化し、東日本全体が避難しなければならない事態が起こらないとも限りません。到底、「コントロールされている」という状態ではありません。

今後どうなっていくかですが、確かに戻ってこられた方はリタイアされた高齢者の方がほとんどです。しかし、1 人で生活できないような高齢者は戻っていません。戻ってくる高齢者は 1 人で生活ができる高齢者です。本当に大変な高齢者は戻ることさえできません。車を運転できれば当面の生活はできます。大熊町で避難解除された地域に住む元々の住民は 100 人くらいです。そこに東電の職員寮（寮とはいっても立派な建物ですが）ができて

300 人ぐらいが住んでいます。現在は災害公営住宅が建てられて、東電の新規転入者の 300 人を含めて 400 人くらいの人たちが住んでいます。

小さなお子さんを抱える家族はわざわざリスクを取ってまで戻ることはありません。なぜリスクがあるかというと、線量が高くて健康被害が想定されるとか、買い物や通院に不便ということはもちろんありますが、それ以上に、原発がまだそこにあるからです。台風が来るとか、地震があるとか、今後も何か起こるんじゃないかと思っているわけです。そのときにまたあんな避難をしなければならないのかということです。まだコントロールされていない原発がある以上戻りたくないのです。

しかし、そういう人たちもいつかは戻りたいと思っています。避難した地域に住宅を買って生活を再建した人たちに聞いても、「私はまだ避難している」というわけです。政府統計では、こうした人々を避難者から意図的に外します。元の町のように人口が戻るとはとても思えません。しかし、町を閉じるということは、何万人もの避難者の希望を閉じることです。町の人口が半分になっても、10 分の 1 になっても、この町を維持して守っていくという決意で役場の人たちは働いています。それがいいか悪いかという議論はあります。一部の反原発の人たちに言わせると、「そんなのおかしいんじゃないか」と言うのですが、一方で、そのような希望を持っている人がいる以上、自分たちはこの町を維持しなければいけないと役場の職員たちは思って働いています。

W:固定資産税の問題で、住宅を壊してしまうと固定資産税が 6 倍になるとかの話がありますが？実際は固定資産の評価は 0 ではないかと思うのですが。

今井：住めない地域の固定資産税の評価は放置すればいいと思うのですが、役場ではきちんと評価替え作業をやっているのです。なぜ、多くの人たちが住宅を解体しているかというと、8 年余りが経過し、住宅の劣化が進みます。希望すればそういう住宅を環境省が解体してくれました。もし自分で解体するとその廃材をどう処分するかという問題が起こります。放射能に汚染された物質になりますから、個人ではどうしようもないのです。だから双葉郡の多くの人たちは自分の住宅を環境省に委託して解体しているのです。建物が無くなると更地になるので固定資産税が上がります。建物があれば固定資産税は 6 分の 1 なのです。しかし、そんな土地はそもそも売れませんから資産価値はないのです。本来なら事故前の価格で東電や国が買い取らなくてはならないのです。結果的に避難者は処分することもできない土地の固定資産税を通常の 6 倍で支払うことになります。さらに多くの避難者は避難先で住宅を再建していますから二重に支払うということです。

平時の法制度や税制度をそのまま適用するからこんなことになるのです。特別措置の方策を講じないのは、事故はなかったことにするという政府の強い意思が反映されているのではないかと考えます。

★★★★★★講師：今井　照（いまい　あきら）氏 略歴＞★★★★★★

1977～東京都立学校事務、大田区役所（企画部、産業経済部、地域振興部等）　1999～福島大学行政政策学類教授　2017～現職

【今回のテーマに関連する著作】

①　『地方自治講義』ちくま新書（2017）

②　『自治体再建―原発避難と「移動する村」』ちくま新書（2014）

③　共著『福島ｲﾝｻｲﾄﾞｽﾄｰﾘｰ――役場職員が見た原発避難と震災復興』公人の友社（2016）

【今回のテーマに関連する最近の論文】

・「原発災害の避難者実態調査（第８次）」（朝日新聞社との共同調査）『自治総研』2019年４月号

・「危機対応と自治体職員－3つの職員調査から」『市政研究』2019年春号

《参考》今回のテーマ関連以外の著作等

【近著】

①『自治体の未来はこう変わる！』学陽書房、2018年

②『図解よくわかる地方自治のしくみ〔第５次改訂版〕』学陽書房、2018年３刷）

【共著】

①飛田博史編『自治体森林政策の可能性―国税森林環境税・森林経営管理法を手がかりに』公人の友社、2018年

②新垣二郎編『自治のゆくえ―「連携・補完」を問う』公人社、2018年

【最近の論稿・調査等】

・「縮小社会における自治体のミッション―『地域活性化』からの撤収」『ガバナンス』2017年９月号

・「『計画』による国－自治体間関係の変化 ～地方版総合戦略と森林経営管理法体制を事例に」『自治総研』2018年７月号

・「『スタンダード化』という宿痾―広域連携と合併との振り子運動から脱却するために」『ガバナンス』2018年９月号

・「国税森林環境税と森林経営管理法の概要と論点について」『政策法務 Facilitator』2018年10月

・「自治体戦略2040構想研究会報告について」『自治総研』2018年10月号

・「ポスト分権改革の20年」『生活経済政策』2019年１月号

・「『平成』大合併の蹉跌」『地方自治職員研修』2019年１月号

＊『自治総研』誌掲載論文は、自治総研のウェブサイトから閲覧可能です

★★★★★★★★★★★ちょっといって講座実行委員会★★★★★★★★★★★★★★

福井市大和田２丁目517 福井県地方自治研究センター内

TEL（0776）57-5800　http://www.mitene.or.jp/~ryuzo